

過去問 社会福祉

問 1

次の社会福祉制度に関する法律を制定の古い順に並べた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「介護保険法」
- B 「発達障害者支援法」
- C 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」
- D 「生活困窮者自立支援法」

(組み合わせ)

1. $A \Rightarrow C \Rightarrow B \Rightarrow D$

2. $A \Rightarrow D \Rightarrow B \Rightarrow C$

3. $C \Rightarrow D \Rightarrow A \Rightarrow B$

4. $C \Rightarrow D \Rightarrow B \Rightarrow A$

5. $D \Rightarrow B \Rightarrow A \Rightarrow C$

問 1

回答

1

解説

- A 「介護保険法」は平成9（1997）年に制定。
- B 「発達障害者支援法」は平成16（2004）年に制定。
- C 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」は平成12（2000）年に制定。
- D 「生活困窮者自立支援法」は平成25（2013）年に制定。
- 以上より、正しい組み合わせは1である。

- | | | |
|---|-------------|------------|
| ① | 平成9（1997）年 | 介護保険法 |
| ② | 平成12（2000）年 | 児童虐待防止法 |
| ③ | 平成16（2004）年 | 発達障害者支援法 |
| ④ | 平成25（2013）年 | 生活困窮者自立支援法 |

A→C→B→D

【問 2】

次の文は、社会福祉の関係法規等に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「日本国憲法」第25 条第 2 項では、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に関する国の責務が記されている。
- B 「身体障害者福祉法」では、「障害者週間」が定められており、国及び地方公共団体は「障害者週間」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。
- C 「社会福祉法」では、社会福祉を目的とする事業を経営する者に対して、「福祉サービスの提供の原則」について定めている。
- D 「生活保護法」では、国民の責務として、国または地方自治体を実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならないと、定められている。

(問い合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	×	×
2	○	×	○	○
3	○	×	○	×
4	×	○	○	○
5	×	○	×	○

回答

3

解説

A－○ 適切な記述である。

B－×

C－○ 適切な記述である。

D－×

A. 日本国憲法 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

B. 「障害者週間」は「身体障害者福祉法」ではなく「障害者基本法」に定められている。
「障害者基本法」（障害者週間）第7条の3「国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。」

C. (福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

D. 記述は「生活保護法」ではなく「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定められている。
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第5条「国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。」（法制上の措置等）

【問 3】

次の文は、児童の権利擁護とその根拠法に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 児童の意見表明権は、「児童の権利に関する条約」に規定されており、日本政府は条約の締約国であるため、その権利が守られるように施策を考え実施しなければならない。
- B 親子間の情緒的関与が過度に不足することにより子どもに重大な発達障害を与えることを防ぐため、「刑法」が「保護責任者遺棄罪」という罰則規定を設けている。
- C 親が子どもを学校に通わせないなど、児童の教育を受ける権利が侵害された場合、「学校教育法」において児童のその権利を擁護する規定が設けられている。
- D 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されている。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	○	×	○
3	○	×	○	○
4	×	○	×	○
5	×	×	○	×

回答

3

解説

A－○ 適切な記述である。

B－×

C－○ 適切な記述である。

D－○ 適切な記述である。

A. 「児童の権利の条約に関する 第12条」

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について 自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

B. 「保護責任者遺棄罪」

「老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかった」 罪である。よって「親子間の情緒的関与が過度に不足することにより子どもに重大な発達障害与えることを防ぐ」ために設けられた罰則ではない。

C. 学校教育法17条（就学義務）

保護者は、この満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。

D. 子どもの貧困対策の推進に関する法律 第一章 総則（目的）第一条

この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

【問 4】

次の文は、子どもの貧困問題への対応に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「生活困窮者自立支援法」は、生活困窮世帯の子どもやその保護者に対して包括的な支援を行う自立相談支援事業を規定している。
- B 「生活困窮者自立支援法」は、生活困窮者である子どもに対する学習支援事業を都道府県等の任意事業としている。
- C 「生活困窮者自立支援法」は、経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭等に対して一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援員を派遣するなどの日常生活支援事業を規定している。
- D 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るための事業として、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うことができると規定している。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	○	×	○
3	○	×	○	○
4	×	○	×	○
5	×	×	○	×

問 4

回答

2

解説

A－○ 適切な記述である。

B－○ 適切な記述である。

C－×

D－○ 適切な記述である。

以上より、正しい組み合わせは2である。

C. **日常生活支援事業**は「生活困窮者自立支援法」ではなく「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定されている。
記述は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の「母子家庭日常生活支援事業」「父子家庭日常生活支援事業」「寡婦日常生活支援事業」に該当する。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、**「自立相談支援事業」**（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の**「住居確保給付金」**（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する**「就労準備支援事業」**
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う**「一時生活支援事業」**
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う**「家計相談支援事業」**
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの**「学習支援事業」**その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**「一定の基準に該当する事業であることを認定」**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3／4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2／3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1／2**

D. 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

【問 5】

次の文は、地方公共団体の社会福祉相談支援機関に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「社会福祉法」に定められている福祉事務所は、都道府県、市（特別区を含む）、町、村に、必ず設置されなければならない。
- B 「児童福祉法」に定められている児童相談所は、児童養護施設の入所に関する措置権限をもった機関である。
- C 「知的障害者福祉法」に定められている知的障害者更生相談所では、発達障害者に交付する精神保健福祉手帳申請の判定を行っている。
- D 「売春防止法」に定められている婦人相談所は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の配偶者暴力相談支援センターとしての機能も果たしている。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	×	○
2	○	○	×	×
3	○	×	○	×
4	×	○	×	○
5	×	×	○	○

解説

A－×

B－○ 適切な記述である。

C－×

D－○ 適切な記述である。

以上より、正しい組み合わせは4である。

- A. 「都道府県及び市（特別区を含む）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。」
（「社会福祉法」第14条）とある。町、村には設置義務はない。（任意設置）

第三章 福祉に関する事務所 （設置）

第十四条 **都道府県及び市**（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

- 2 都道府県及び市は、その区域（**都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。**）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

- C. 知的障害者更生相談所では、発達障害者に交付する精神保健福祉手帳申請の判定は行っていない。

手帳には2年の有効期限がある。2年ごとに医師の診断書とともに申請をし、手帳を更新する。
診断書に基づき、診断書が書かれた時点での申請した当事者の能力障害、機能障害（精神疾患）の状態を[精神保健福祉センター](#)が判断し、手帳の支給・不支給ならびに、支給の場合は等級が決定される。